

令和4年度(2022年度)第1回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

日 時:令和4年(2022年)7月22日(金)15:30~17:30
場 所:オンライン開催
出席者:別添「出席者名簿」のとおり
議 題:別添「次第」のとおり

《開 会》

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、オンライン開催といたしました。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。保健福祉部子ども子育て支援課課長補佐の中村です。どうぞよろしく願いいたします。開会にあたりまして、保健福祉部少子高齢化対策監から御挨拶申し上げます。

【保健福祉部 鈴木少子高齢化対策監】

皆様、お疲れ様でございます。少子高齢化対策監の鈴木でございます。委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして、御礼申し上げます。また、日頃から本道の保健医療福祉行政の推進に御支援、御協力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、皆さん御承知のとおり、6月に公表されました、令和3年の北海道の合計特殊出生率は1.20ということで、前年よりも0.01ポイント低下し、依然として少子化の傾向が続いているといったような状況でございます。

また、新型コロナウイルスの感染症対策ももうすでに2年半が経ちますけれども、結婚や妊娠・出産、それから子育てなど様々な場面において影響をおよぼしてきており、昨日も本道では約4,000人近い方が新規感染ということで、第7波はこれまで以上に、これまでにないスピードで急拡大ということがございます。今後ますます、子どもを取り巻く環境への影響が懸念されるといったような状況でございます。

また、これも御承知かと思えますけれども、昨今、道内でも、乳児が死亡する痛ましい事件を初めとして、幼児の長時間放置事案なども続いており、地域における支援や見守りといった機能の発揮が一層求められているところでありますが、こういった複雑化する課題や、多様化するニーズに 대응していかななくてはならないといったような状況でございます。

こうした状況の中、子ども子育て関連政策の動きといたしましても、こども家庭庁の創設、児童福祉法の一部改正、それから子どもの権利の保障を定めました「こども基本法」の成立など、児童福祉を取り巻く環境の大きな変化も見込まれてございます。

北海道といたしましても、長期化している新型コロナの影響をはじめ、現状の課題を踏まえまして、子どもや子育て世帯の最善の利益を考えた施策の展開が図られますよう、国の動向を注視するとともに、制度の本格実施に向けまして、必要な準備を進めていくこととしているところでございます。

本日は、令和2年度から取組を進めております、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の推進状況を御審議いただき、少子化対策を着実に推進して参りたいと考えておりますほか、児童福祉に係る今後の審議体制のあり方につきましても、御審議をいただきまして、これまでの取組の見直しを含め、必要な検討を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。松本会長をはじめ、委員の皆様には改めて、今後とも、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《審議会成立宣言・委員紹介》

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

本日は、野村委員、前田委員、池部委員の3名の方々から所用により欠席する旨の御連絡をいただいております。現時点で、委員総数15名のうち11名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。なお、五嶋委員におかれましては、所用により遅れて参加することになっております。

続きまして、事務局及び関係職員の紹介につきましては、配布しております事務局等出席者名簿に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、会議次第、出席者名簿、事務局等出席者名簿、審議事項の資料として、資料1「第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」推進状況について」、資料1-2「地域子ども子育て支援事業市町村実績」、資料2「今後の児童福祉に関する審議について」、報告事項の資料としまして、資料3「北海道ケアラー支援条例」、資料3-2「令和4年度ヤングケアラー支援事業委託業務」、資料4「北海道ユースプランナー制度について」、資料5「令和4年度「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」について」、資料5-2「「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」評価検討委員 輪番リスト」の資料を配らせていただいております。これらの資料は事前にお送りさせていただいておりますが、お手元に御用意の方は大丈夫でしょうか。各資料につきましては、説明の際、画面上でも共有いたしますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、本日の会議日程であります。会議次第にありますとおり、順番に進めて参ります。なお、概ね17時30分までの終了を予定しております。御協力をよろしくお願いいたします。

いたします。お願いになりますけれども、議事の間は、発言される時以外は、委員の皆様様のマイクをミュート、切った状態で参加をお願いします。御協力をお願いします。

それでは、これ以降の議事につきましては、松本会長にお願いいたします。

《審議事項》

【松本会長】

どうも皆さんこんにちは。早速でありますけれども、本年度の第1回の「子どもの未来づくり審議会」を開催したいと思います。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。また、天候も暑かったり、少し天気が悪かったりと全国的にも不順で、冒頭の御挨拶にもありましたけれども、コロナのことも随分心配なことが続いて落ち着かない日々ではありますけれども、そういう時だからこそ、こういう議論は着実に進めていかなきゃいけないと思いますので、どうぞ御協力のほどお願いいたします。

本日は、審議事項が2点と報告事項が3点でございます。審議事項の1点目、2点目にやや時間を割いて、報告事項の方は、報告という形で少し時間は短く進めていきたいと思っております。もちろん御発言等を、制限することは極力避けるつもりでございます。

それでは審議事項の1点目、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」推進状況の報告についてお願いいたします。

【子ども子育て支援課 加賀主査】

子ども子育て支援課の加賀と申します。よろしくお願いいたします。

早速、審議事項の1、「第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の推進状況について」、御報告をさせていただきます。お手元にあります資料1を御覧ください。1ページ目には、「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」の取組や、その中で、令和3年度に特に取り組んだものの実績をまとめ、今後に向けて道としてどのように事業を進めていくのかということも記載してあります。今年度も第四期計画にある四つのステージごとに主な事業の推進状況をまとめております。本日、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、最終版を作成し、9月に議会報告させていただく予定となっております。

改めまして、「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」についてですが、「結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供」等、大きく五つのカテゴリーに分け、主な取組を記載してあります。取組実績といたしましては、結婚応援フォーラムに若い世代の意見を取り入れ実施できたこと、次世代教育のための出前講座に教員向け講座も加えたこと等が挙げられます。一番下の太枠の、「今後に向けて」ですが、コロナ禍による更なる少子化が懸念され、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境づくりに向けて、引き続き、実施時期、開催方法等、創意工夫し各種啓発事業に取り組むこと。それともう一つ、これは後程、報告事項として御説明させていただきますが、北海道ユースプランナー制度を創

設し、若い世代の感性や意見を取り入れた事業の実施を検討していくということになります。

続いて2ページを御覧ください。「妊娠や出産を支援するステージ」になります。「妊娠・出産に関する支援体制の整備」、「医療提供体制の整備や医療費負担等の軽減」について主な取組を記載してあります。取組実績といたしましては、子育て世代包括支援センター設置市町村数や、妊産婦安心出産支援事業実施市町村数が増加していること等を記載してあります。一番下の太枠の「今後に向けて」になりますが、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、国では、こども家庭センターの設置を進めていくことから、設置の働きかけや母子保健事業研修会の開催を通じて、市町村の支援体制の充実を図ること。不妊治療につきましては、令和4年4月1日から保険適用となっておりますことから、令和4年度については、保険適用以前の治療開始者に対する経過措置としての助成を行うとともに、道が設置する不妊専門相談センターや道立保健所において治療等に関する相談に応じていくとしております。また、大学と連携を図りながら、産科医師の確保に取り組むとともに、それぞれの圏域で産科医療機関の連携体制を構築していくとさせていただきます。

次に3ページ目を御覧ください。こちらは「子育てを支援するステージ」です。このステージでは、「幼児教育・保育環境の整備」や「社会的養育を必要とする子どもや障がい等のある子どもへの支援」などのカテゴリーとなります。取組実績について、待機児童数もゼロには至っておりませんが、着実に減少しており、認定こども園の整備も進んでおります。4ページ目に参りまして、里親等の委託の推進や、児童養護施設の小規模化・地域分散化も進んでいる状況です。「今後に向けて」では、待機児童の解消に向け、引き続き保育基盤や人材の確保を進めるとともに、人口減少地域が抱える問題等を分析し、今後の方向性を検討する。ひとり親家庭が抱える多様な問題に対応し適切な支援へつなぐことができるよう、嘱託弁護士を配置、相談窓口の強化に取り組む。令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年6月、「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、医療的ケア児及びその家族からの専門的な相談対応、関係機関への情報提供及び研修等を行う。SNSを活用した全国一律の相談支援システムを導入して初期対応を強化するとともに、市町村や関係機関との一層の協力・連携のもと、地域における相談機能の充実を図る、とさせていただきます。

続きまして、同じく4ページの「子育てや自立を支援するステージ」となり、「子どもの権利及び利益の尊重」、5ページに移りまして、「子どもの健全育成の促進」、「教育環境の整備」等を挙げております。取組実績では、社会的養護自立支援の推進に向けた取組の推進として、就職支度費や自立生活支援費、こちらの方が令和2年度に比べて、人数が伸びているところを記載してあります。「今後に向けて」では、子どもの意見表明や権利擁護など、児童福祉法改正の状況を鑑み、必要な環境整備を行う。社会的養護の経験者、いわゆるケアラーの支援について、新制度の情報収集に努めるとともに、児童養護施

設協議会との意見交換や児童養護施設等の退所者から直接意見を聞くなどして、今後の取組に向けて検討を進める。ヤングケアラーに関しましては、道内8ヶ所にコーディネーターを配置するとともに、「ケアラー相談サポートセンター」を開設し、ヤングケアラーを対象とした相談窓口や悩みや経験を共有できるようなオンラインサロンを設置、必要な支援に結びつけていくとしております。こちらの子どもの意見表明やヤングケアラーに関しましては、この後また審議・報告をさせていただきます。

続きまして、6～8ページには、第四期計画に載っております、目標設定項目の令和3年度の実績と進捗率を記入しております。中には現時点で「今後集計」、「今後調査」という項目もありますが、こちらの数値も今後しっかりと把握して参ります。

また、前年度の審議会において、山田（智子）委員から御意見ありました資料につきましては、資料1-2とさせていただきます。こちらは、資料1の6ページ下段、「②認定こども園及び地域子ども子育て支援事業」の各市町村の実績データとなっておりますので、御参考にしていただければと思います。第四期計画推進状況に関しましては以上です。

【松本会長】

はい、御説明どうもありがとうございました。現在進行中の第四期計画について、令和3年度の進捗状況を御報告いただきました。御質問、御意見等、どこからでも結構でございますので、お願いいたします。いかがでしょうか。山田（智子）委員、昨年度御要望であった資料はこういう形でいかがでしょうか。

【山田智子委員】

はい、わかりやすく作っていただいてありがとうございました。

【松本会長】

他はいかがでしょうか。平井委員お願いいたします。

【平井委員】

平井です。4ページの一番上、ひとり親家庭の親等への自立支援教育訓練給付金を支給ですが、件数というのは、これは実施自治体ということでしょうか。

【松本会長】

件の単位は何かということですね。事務局の方いかがでしょうか。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

子ども子育て支援課の武藤と申します。これは件数でございまして、給付した人数に関するものでございます。

【松本会長】

これは全道での「人」ですね。令和3年度は26人ということになりますが、平井委員いかがでしょうか、これは自治体数かというお尋ねでしたが。

【平井委員】

26人ということですね。これはすごく良い制度なんですけれども、実はあるお母さんから高等教育訓練給付金を受けようとしたけれども、市が実施事業としていないと言われたということがありまして、私は全道の市は皆さん自治体で高等職業訓練促進給付金や、ひとり親のスキルアップの事業をしていると思いましたが、実施してない自治体もあるということで、26人ということで、あまりにも少なくびっくりしておるところでございます。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

これは前年度に、支給件数等を元に必要な予算は確保しておりますので、必要なものについては御申請いただけるので、市町村を通じて北海道庁、私どもの課に御相談いただければと思います。

【平井委員】

そうですか、市が、自治体の実施してなくても、道の方に言うことで支給可能ということですかね。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

これは北海道でやっている事業ですので、そうなります。

【平井委員】

わかりました。ある市では市議会で予算通さないと認められないと言われたそうなので。どちらにしても全道で26名というのは、あまりにも少なく、ちょっとびっくりしたところでした。私の方でも周知とかさせていただければと思います。

【松本会長】

今のやりとりで確認ですけど、制度としては道が直接運営しているというもので、窓口はそれぞれの基礎自治体ではないということですか。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

振興局の方で受付し、私どもの課の方に上がってきます。

【平井委員】

自治体の運営、窓口に来たお母さんに対する説明がちょっと違っているのかもしれないですね。市が事業をしていないので対象にならないと言われたのは、自治体の運用の違い、適切じゃなかった、ということになりますね。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

おそらく自治体の窓口で誤解があったのかもしれませんが、私どもとしましては周知に更に努めて参りたいと思います。よろしくをお願いします。

【平井委員】

はい。国の制度としてとても良い制度なので、あまりにも少なくてびっくりしたものですから、質問させていただきました。

【松本会長】

他いかがでしょうか。現状の実績でも良いですし、今後の取組についての御意見ということでもよろしいかと思えますけれども。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

追加ですみません。先ほどの件数についてですが、札幌市は札幌市で別に事業を行っていて札幌市は除いていますので、全道圏域でいうともっと多い件数になります。

【平井委員】

はい、それは存じております。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

失礼しました。

【松本会長】

札幌市を除く、全道の件数ということでございますね、ありがとうございます。
他いかがでしょうか。

【山田園子委員】

今の、ひとり親家庭の制度の問題ですけれども、ひとり親家庭の方は、こういう制度をどのようにしてわかるのかなど。各町村だとかに相談しても、その町村自体がはっきりわかっているのかが、理解しかねたのですが。どうでしょうか。

【松本会長】

どのような形で、直接御本人に周知されているのかと。そこについては、事務局の方で何か情報がございますか。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

一義的には、まずこのような制度につきましては、市町村の窓口に行ってくださいまして、こういう制度、こういう困りごとがあるということをまず御相談いただければ。道では、各振興局の方に母子・父子自立支援員という相談員もいますので、そちらの方へ御相談いただき、あるいは振興局の社会福祉課、若しくは道の子ども子育て支援課へ御紹介いただければ、対応させていただいております。

また、周知の方法につきましては、道のホームページ等に載せております。なかなかわかりづらいことがあるかとは思いますが、これから改善させていただき、まずはお近くの市町村の窓口で御相談いただければなと思っております。

【山田園子委員】

はい、ありがとうございます。是非、各町村の窓口に行った時に、自分の町はやっていないけれども道の方でこういうのがあるよと、案内できるような形で、各町村がよくわかるようになったら良いなと思っておりますので、よろしく対応をお願いします。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

わかりました。

【松本会長】

今の御発言は大変重要で、道としては市町村の窓口経由で道につながるということを想定されているわけですね。一方で、市町村の窓口では、うちの市はやっていないという形で対応される場合があるということですので、そこは道の方としても、市町村に向けての周知ということを改めてお願いをいたしたいと思っております。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

わかりました。

【松本会長】

他いかがでしょうか。寺本委員、お願いします。

【寺本委員】

寺本です。よろしく申し上げます。私は、産婦人科医で、4月から不妊症が保険診療に

なっていると思うのですけれども、道の方からも不妊、不育専門相談を実績として増やしているとは伺っているのですが、実際の状況として、4月以降、電話相談やカウンセラー相談がどのような状況になっているのか、増えているのかなど、わかる範囲でよろしいですので、教えていただけますでしょうか。

【子ども子育て支援課 菅谷主幹】

子ども子育て支援課主幹の菅谷と申します。不妊等の相談につきましては、道内の道立保健所で保健師等が相談を受け付けておりますほか、旭川医大に委託しまして、より専門的な相談を受け付けているところがございます。結論としましては、4月以降の相談等がどのように増えているかについては、今現在、数としては把握していないというのが実態であります。

【寺本委員】

わかりました。ありがとうございます。助成・保険でできる方も、それ以降の年齢の方もいらっしゃると思いますので、非常に大事だとは思いますが、実際悩まれている方は、この窓口があるっていうのも知らない方が多いのではないかなと思いますので、こういった周知をする、届けるということがやっぱり大切じゃないかなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

【松本会長】

あといかがでしょうか。平井委員お願いします。

【平井委員】

今、寺本委員からもあった不妊治療についても、保険適用にはなったのですけれども、逆に使えない薬、対象になっていない薬を使うことで全額自己負担になってしまうということもある状況ですし、治療中の休暇とか、そういうようなことについても何か、道としても企業への呼びかけや協力の啓発など、そういうこともしていただけたらと思います。

もう1点は、先ほどのひとり親に続くのですけれども、先ほどの4ページの今後に向けての三つ目のところで、嘱託弁護士を配置し相談窓口の強化に取り組むということでしたが、嘱託弁護士を配置するというのはどこの窓口配置するのかということと、先ほどの相談に来ていただければということでしたが、その相談に行くまでのハードルがとても高くて、北海道もひとり親のメルマガとかがたまに届くことがありますが、そういうような発信を、相談に行く前の情報を深めるシステムとかそういうのに、もうちょっとお力添えいただけたらなと思っています。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

子ども子育て支援課の武藤です。今の、嘱託弁護士の配置の件について説明させていただきます。この事業は、先ほども申し上げましたが各振興局の方に母子・父子自立支援員という相談員がいて、市は市で別に相談員配置しています。各町村のお住まいの方が振興局に配置されている相談員に相談した場合、法的なものについても一時的には受けるんですけども、なかなか法律的に高度な内容になっているということで、今年度から札幌弁護士会さんの御協力を得まして、6月から道の本庁の方に週1回程度来て自立支援員の相談に応じていただき（遠方の場合はZoom等で対応）、その弁護士に相談した内容を、相談された方にお返しするといった制度でございます。御相談した本人が直接弁護士の先生に相談するというものではございません。

【平井委員】

ありがとうございます。

【子ども子育て支援課 武藤課長補佐】

色々な制度の周知の方法につきましては、今後私どもの方でもいろいろ工夫をして考えていきたいと思っております。

【松本会長】

今、寺本委員からお手があがりましたか。お願いします。

【寺本委員】

はい。ありがとうございます。寺本です。ステージとして「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」というのがありましたが、これはプレコンセプションケアですごく大事だと思っています。プレコンセプションケアというのは、妊娠に向けてだけではなく、男女が生き生きと、若い世代が次の世代につながるために非常に大事だと思い、少し今回のテーマとは変わってくるかもしれないのですが、次世代教育の推進というところで、HPVのワクチンのお話などをちょっと盛り込んでいただけないかと思ひまして、そちらのお願いです。以上です。

【松本会長】

盛り込むというのは具体的にどういう形での記載とか、お考えはありましようか。

【寺本委員】

はい。今、HPVワクチンについて積極的勧奨が始まっていると思いますが、道内各市町村からの個別勧奨がこれからの状態で、北海道は非常にワクチン接種が低くなっています。全国的に見てかなり低い状態です。受けられる方、必要だと考えるかどうかという

ステージにまだ立てていなくて、ちゃんとした情報を届けて、選択していただくことが非常に重要だと思うのですけれども、その接種期を、せっかくの機会があるので、例えば高校の出前授業が入っていたと思いますのでそこでお話をさせていただく機会を設けていただくことができれば、考えていただけるのではと思っています。なかなか、今は個人的に頑張っている状況で、大きくもう少し頑張っていきたいと思っています。以上です。

【松本会長】

事務局の方から、今の御質問・御要望についてコメントありますか。

【子ども子育て支援課 菅谷主幹】

部の中でも担当が分かれている状況でございまして、今いただいたお話につきましては、担当課の方に申し伝えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【松本会長】

よろしく願いいたします。他いかがでしょうか。(発言なし)

それでは私の方から1点よろしいでしょうか。資料5ページの真ん中の囲み、令和3年度の主な取組実績というところで、社会的養護自立支援の推進に向けた取組の推進とあります。これはおそらく、道の方でもいわゆる社会的養護等自立支援事業をされる中での数字だとは思いますが、コーディネーターを配置するということになっております。コーディネーターの配置状況と、そこでの取扱件数及び今後どういう形で運用していくか、現状と、今後の方向についてのお考えがあれば教えていただければと思います。

【子ども子育て支援課 小助川主幹】

子ども子育て支援課の小助川と申します。よろしく願いします。コーディネーターの関係でございしますが、現在、コーディネーターについては一人の配置となっております。件数について正確な部分は把握できておらずこの場ではお答えできないのですが、今のところ一人でカバーしている現状を把握していきながら、今後適切な配置について検討していきたいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

【松本会長】

わかりました。外部の法人に委託されて、札幌で一人と承知していますが、事業としては全道域で全てのケアリーバーの人の自立支援計画を立てる話になっているはずですが。一人でかなり広域の全道をカバーするというのは、そもそも無理があると思うこと。件数を把握されていないということでしたけども、これは予算事業の通知の中でも、外部に委託しても良いけれど、原則的には自治体が責任持つということで、きちんと連携を取って行うという形、立て付けになっていると承知をしておりますので、今後、児童福祉法の改正

等もあり、よりこの分野、この点の施策展開が求められると思いますので、是非積極的に展開を御検討いただければということでもあります。これは意見であります。

【子ども子育て支援課 小助川主幹】

はい、ありがとうございます。

【松本会長】

他いかがでしょうか。(発言なし)

それでは、特に重ねての御発言がないようでしたら、一旦、審議事項の1点目、推進状況についての報告ということは、御了承いただいたということと、あわせていくつかの御提案あるいは御要望が出たということについては、事務局の方でも、受けとめて積極的に展開していただくというところでお願いします。特に、いろいろな案件で、道なり国が行う事業と市町村のずれというようなことは、この数年常に問題になるところがありますので、その点については、道としても、重ねて市町村との連携、あるいは周知ということをよくお願いいたします。

それでは審議事項の2点目、「今後の児童福祉に関する審議について」ということで、事務局の方から御説明をお願いします。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

はい。それでは私の方から資料2に基づき、「今後の児童福祉に関する審議について」、御説明いたします。資料2を御覧ください。

子ども施策に関する国の動き等としましては、本年4月に、「こどもまんなか社会」を目指しまして、子ども施策の新たな司令塔となる、「こども家庭庁」が設置される予定になっております。妊娠、出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実が求められますとともに、本年6月の児童福祉法の改正では、今後、児童相談所の第三者評価や、子どもの意見表明権の確保など、児童福祉審議会に求められる役割が拡大される流れになっております。北海道におきましては、現在児童福祉法で設置が求められています、児童福祉審議会の役割を社会福祉法の規定に基づきまして、北海道社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置して担っておりますが、今般の情勢の変化等を踏まえまして、今後の子ども政策に関する審議体制のあり方について、本日委員の各位の御意見をいただきたいと考えているところです。

まず北海道における現行の体制を御説明いたしますと、資料の1の「児童福祉に関する審議体制」になりますが、北海道社会福祉審議会においては、北海道社会福祉審議会条例で、社会福祉審議会において児童福祉に関する事項を調査審議するため、審議会運営規程により、児童福祉専門分科会を設置することを規定しております。設置根拠につきましては、資料に記載の関係法令を御参照ください。

下の方で審議体制になりますが、資料に記載のとおり、児童福祉専門分科会の中に、二つの分科会を設置しております。検証・処遇部会では、施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事、死亡事例等の重大事例の検証に関する事、被措置児童等虐待の防止に関する事、一時保護の継続及び里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関わることを審議しており、里親・保育部会の方では、特別養子縁組に関する事、里親の認定に関する事、保育所の設置の認可・事業停止命令に関する事、認可外保育施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する事、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可・事業停止命令又は施設閉鎖命令・認可の取消し・勧告に関する事を審議していただいております。

次に、資料の2ページ目になりますが、当審議会の方の状況につきましては、(2)の「北海道子ども未来づくり審議会」についてのところで、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の規定に基づき設置しており、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議するという事としております。また、当審議会の方には、子ども自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するために、当審議会の中に要綱を定めて、子ども部会を設置しており、これまで中学生・高校生の意見を政策に反映させる取組を実施してきているところです。設置根拠につきましては、関係法令を御参照ください。

ここまで現状の体制をお話しましたが、今後検討いただきたい内容としましては、資料の2の検討事項のところとなります。1点目は、「(1) 児童福祉法の改正等に伴う新たな審議事項への対応」として、「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇」や「支援困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」など、今後想定される新たな審議項目への対応が必要ではないかということ。子どもの意見・意向表明、権利擁護の関係について、これまでの国の対応状況、検討状況としましては、資料に記載の①番「子どもの権利擁護に関するワーキングチームの取りまとめ」で、都道府県等の諮問機関、児童福祉審議会等ですけども、子どもや社会的養護の経験者が参画し、制度施策に反映される仕組みを設けておくべきであるというような取りまとめになっており、②番「社会保障審議会の児童部会の社会的養護専門委員会報告」では、都道府県による意見・意向表明の支援の体制整備と権利擁護機関の活用による、権利擁護の環境整備を行うこととするようになっておりまして、これら議論の経過を踏まえた形で、今年になりますが③番、令和4年の6月の「児童福祉法の一部改正」においては、都道府県は児童の意見、意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うとされたところです。

2点目は、「(2) 児童福祉分野に関する審議事項の充実強化」として、児童福祉法では児童福祉審議会を設置することが規定されていますが、北海道では社会福祉審議会がその機能を代替してきています。現在は部会における審議が中心であり、今後、ひとり親支援、貧困対策、ヤングケアラーの支援などの政策課題に関しても、議論する場が必要ではないか、ということです。

3点目ですけれども、「(3) 審議会機能の見直しの必要性」として、こども家庭庁設置に伴い、国でも子ども政策に関する重要事項を調査審議する審議会の設置が検討されているところです。このような情勢の変化や、北海道社会福祉審議会と、北海道子ども未来づくり審議会の、これまで担ってきたそれぞれの役割や、審議状況を踏まえまして、機能の再編、それから見直しの検討が必要ではないか、ということです。

以上の3点の状況等を踏まえまして、今後の「検討の視点」としましては、児童福祉分野の政策課題が多様化・複雑化する中で、児童福祉分野に関する審議機能の充実や、委員の増員、現在の当審議会における子ども部会のあり方、新たな分科会の設置などについて検討する必要があるのではないかと今考えているところです。

なお、今年度の子ども部会の開催についてですが、御説明した情勢の変化や、昨年度当審議会において、子どもたちの意見表明の場の確保の方法等に関して、様々な御意見をいただいていることなども踏まえまして、今後の開催方法等について検討する時間をいただくため、今年度の開催は見送らせていただきたいと考えているところです。以上の内容について御審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【松本会長】

はい、ありがとうございます。かなり大きな案件になります。進め方の確認ですけれども、これについては今日何か結論を得るというのではなく、今後、継続的に意見交換をしていくためのまずは状況の共有ということと、もう一つはそれを踏まえて、本日の時点での今後のあり方についての御意見をいただくということになります。今後、継続的に御意見をいただくようなことになるかと思えますけれども、こども家庭庁も滔々とできてしまうようなところがあるので、そう長々と北海道でも引っ張れないと思えます。今年度中くらい、いろいろと意見交換をして、道としても道の審議体制について、整理なりを行うということかと思えます。

いかがでしょうか、現状がどうなっているかっていうことの確認の御質問からだと思いますが。五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

はい。遅くなりました。今日はよろしくお願いいたします、五嶋絵里奈です。この審議会のワークについてというところなのかと、資料を拝見して思っていたところです。コロナ禍でかなり各自治体の出生数もカクンとグラフが減ってしまっている状況かなと、活動する中、拝見しておりまして、この審議会としては、少子化自体を何とかしようという動きになるのか、それとも先ほどから資料に上がっているような、ハイリスクについて特に手厚くやっ払いこうということなのか、それとも今までこちらの審議会の中でずっと審議してきました子どもの声の拾い方について検討していこうといのか、そのどれに当たるのか、目的をはっきり教えていただきたいのですかよろしいでしょうか。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

はい。先ほどもお話したとおり、国の動きの中ではこども家庭庁ということで、子ども施策をトータルで進めていくという大きな流れになっております。そういう動きも含めまして、いろいろな少子化、子どもの権利、意見表明の場など多岐に渡りますが、一体的にやるべきなのか今のように機能を分散させた形でやるのが良いのか。その辺も含めて今後検討が必要ということで、今日御説明させていただきました。国の動きも、具体的にないところなどもありまして、まだこの場で具体的にどういうことがとお示しできないのですが、その辺も含めた形で、今後、御意見等いただきながら検討できればなと思っております。

【松本会長】

五嶋委員、よろしいですか。

【五嶋委員】

はい、ありがとうございます。ではその目的も大きくは決まっていないということですが、どのような結果を経てその枠組みづくりをしていこうというスケジュールなのかを教えていただけますか。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

はい。先ほども会長の方からもありましたけれども、国のこども家庭庁は、令和5年の4月にスタートする予定で今準備が進められているところですし、児童福祉法の改正も、施行は令和6年からの予定になっております。そういう動きを、きちんと把握しながら、遅れをとらないように、先行できるものは先行しながら進めていきたいなと思っております。今この時点で、具体的にいつまでというのをお示しできないような形ですけれども、スピード感を持って検討していかなければいけないと考えているところです。

【五嶋委員】

はい、ありがとうございます。もし可能であるなら、私たちも是非その汲み上げるといったところに関わらせていただきたいと思いますが、そういった可能性についてはどのような方法がとられる見込みでしょうか。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

はい。当然この審議会の役割といった中身ということは、この審議会にお諮りしながら決めていかなきゃいけないことだと思います。先ほどもお話したように、もう一つ北海道の場合は、社会福祉審議会というところで、一部機能も持っているものですから、その辺

の調整も図りながら、委員からの御意見などもいただき検討していきたいと考えております。

【五嶋委員】

今の回答だとわかりかねるのですが、具体的にどのような参画が私たちとしては可能なのでしょうか。社会福祉審議会だけでは、正直こども家庭庁の一貫した動きについていくことはできないと思います。

【松本会長】

少しよろしいですか。五嶋さん、「私たち」というのは誰のことでしょうか。

【五嶋委員】

こちらの審議会のメンバーの皆さんというところになるかなと思います。

【松本会長】

審議会のメンバーということですね、

【五嶋委員】

はい、あとは一般市民の声といった取り方も具体的にお聞きしたいところです。

【松本会長】

審議体制をどうするのか。現在当審議会も含めて二つの審議会があるということと、そのまま良いのかという問題。中央の官庁の体制が変わるということと、もう一つは、法改正も含めてかなり審議をするべき事項が広がるという中で、どうすれば良いか。今のお話を事務局の方も総合すると、今カチッとした青写真を持っているわけではなくて、この場でいろいろ意見を我々も出しながら、青写真をつくっていかれようとするような段階からなのかなと、私自身は理解しております。そのプロセスの中で、どういう形で、パブコメなり他の審議会以外の方の声を聞くかということも、一つのここでの意見の出すべきことなのかなとお話聞きながら思っておりました。

特に権利擁護関係のところをもうちょっと充実させるといったことや、これまでの児童福祉の枠をやや超えていろいろな施策展開を図ろうという時に、どこでどういうふうに、道として審議したら良いのかが問われるので。いろいろなやり方があるとは思いますが、あまり制限かけずにいろいろなアイデアをまずは出してみるということが大事なかなと思っています。はい、五嶋さんどうぞ。

【五嶋委員】

はい。ありがとうございます。これまで三期、こちらの審議会に関わる中で、何か大きく変わりますと言われた時に、こういった意見を出させてはいただいて、拾ってはいただいているのですけれども、結局そのあと半年ぐらい状況が見えない中、結局こうなりましたということで、一年の単位が非常にずるずると進んでいるのですけれども、この少子化問題、人不足の問題にも直結していて、かなりスピーディーなところを要求されるのではないかと考えています。

あと、こども家庭庁の国の目的自体が、どのくらい当事者性を持つかともいわれていたところ。当事者性を拾うということが子育て世代包括支援センターの枠組みの大きな目的だったのですが、国の方も実際ぶれているというところで。ただ、そこはやっぱり市民の声としては是非拾っていただきたいと思うところになりますので、そういったところの組み立ての中でスピーディーにかつ声をしっかりと拾うところをやっていたらなんと、私は希望しております。

【松本会長】

他いかがでしょうか。現状の確認という形での御質問も、もちろん出していただければと思いますし、今後の議論の方向性や、枠組み、今、五嶋委員からはそのような観点での御発言だったかと思えますけれども、あるいは具体的にはどういう体制が良いかということについて現時点でのお考えでも結構です。いかがでしょうか。

【山田園子委員】

山田園子です。ちょっとずれてしまうかもしれませんが、国は家庭庁という話が出てきて、新しい枠組みができていの中で、道の方もそれに遅れないように、どうにか頑張っているのが聞こえてきたのですが、これは道庁の方だけでしゃべって何かしようということじゃなく、それを各振興局とか町村に、こういうことがある、こういうことを推進しましょうと広げていくのですよね。そういう方向性って持っていますよね。道庁だけでやるってことじゃなく、北海道自体も国の形に対応していけないでどうしようっていう状態ですけれども、町村とか市によっては、まだ大昔の保健福祉型とか、社会福祉とか児童保育とか教育委員会とか全部分かれているようなところもありますよね。そういうところに対して、こういう話をどこに通じていくのだろう。その一つ一つを分離して、ここの町村は、ここのところなのかなってピックアップして持っていくのか、何かすごく私の中では複雑でわからない状態が起きているっていうことで。これって、先ほど述べた時と同じで、各町村とか自治体の方に、道とか私たちが今話していることの内容が伝わっていかない原因なのかなっていうことがすごく思われるんです。

そのことについて、どういう方向性を持って伝えていったら良いかっていうことも、道の方でやっぱり考えていくべきなのかなと思っているので、ちょっとそこは私の感想・意見ですけれども、心に留めておいて欲しいなという気がするので発言しました。

【松本会長】

事務局の方で、関連しての御発言がありますか。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

はい。国の動きに合わせてっていうのもそうですけれども、当然北海道としては広域自治体として、市町村、北海道全体で考えていかななくてはいけないところで、そこでばらつきというか、一律にという意味ではないですけれども、市町村の取組についても、支援なり、サポートっていうことを広めていかなければいけないというのは、当然今までもそういう意識でやってきております。その辺も、制度の変わり目もありますので、意識しながら対応していきたいなと思っております。

【山田園子委員】

よろしく申し上げます。

【松本会長】

今の山田園子委員の御発言は、いわゆる審議会の審議体制をどうするかということとあわせて、審議の中身をきちんと各市町村に伝えていくということはどう考えるかということ。もう一つは、道あるいは各自治体の機構をどのような形で整備をしていくのか、あるいは改変していくのかということも含めて考えないと、なかなか伝わるものも伝わらないのではという趣旨の御発言かと理解をいたしました。

【山田園子委員】

はい。そうです。

【松本会長】

大事な議論、大事な論点になるだろうと考えております。他いかがでしょうか。はい。五嶋委員どうぞ。

【五嶋委員】

私たち、NPO北海道ネウボラという取組を、2015年から展開してきているわけですが、子ども家庭庁の設立にも伴う「フローレンス」というところでの「子ども宅食事業」、これは妊娠期から切れ目ないというところをまさにテーマにしている事業になりまして、それを私たち今北海道で唯一請け負わせいただいて、リーダー会というところで北海道全体のために寄与する活動に取り組んでいるところですが、やはり地元のニーズから今年になって急に苫小牧ネウボラを設立いたしまして、胆振地域、広い範囲で視察に回っ

ていて大変忙しいところですが、これは意見というか提案になります。

地方の自治体は子どもの数がもう相当少ないです。切れ目のない支援をやるのであれば、全数把握、これがもう必須ではないかと思います。田舎の地方ではジェンダーギャップの問題が非常に多くって、どんな移住者が来ても孤立します。その問題を解決するために、やはり北海道として方向性を示していかないといけないことかなというところ、リアルに感じているところになりますので、そのあたりも踏まえて是非お考えに入れていただきたいと思います。私も今東京に来ていて、羽田からつないでいるのですけれども、目的としてはフローレンスとの懇談が来週に控えていますので、いろいろな勉強をして参りますので、また次の機会の審議会で意見を出させていただければなと思っております。

【松本会長】

今、五嶋委員も山田園子委員も各市町村との連携、市町村単位でどのように施策を浸透させるかという観点からの御発言だったかと思います。それは前の話題からも繰り返し出ているところで、道としても、是非御検討いただければと思います。

今日の審議事項との関係で言いますと、そういった審議を十分するためにも、例えば、現行の我々が今ここで話している会の審議体制、今後こういう審議体制がどういう形になれば良いのか、今の社会福祉審議会の児童福祉部会との関係をどのように考えたら良いか、その点について何かお感じになっているところがあれば、御発言いただけるとありがたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。なかなか青写真がない中でしゃべりにくいということがあると思うのですけれども。逆に今の審議体制で、もうちょっとここに審議の審議事項の枠が広がるという話になってくる時に、それは今のままだ大丈夫なのか、もう少し別の審議体制が必要になってくるだろうとかでも結構ですけれども。

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

すみません。補足になりますが、今、当審議会「北海道子ども未来づくり審議会」ですけれども、少子化対策について審議する場ということで位置付けられており、それが条例で定められておまして、審議しているところです。先ほど流れを御説明したとおり、幅広い児童福祉という部分で審議をする必要が、今後こういういろいろ制度が変わっていく中で出てきているというところで、そういう分野もこれまで以上に増やして、この審議会で審議していくべきなのかどうなのかというところを御意見をいただきたいなということで、説明させていただきました。

【松本会長】

はい。なかなかすぐに結論なり方法が出るようなことではないと思います。逆に、提案を受け、自由に御発言いただければというふうに思っております。今日の時点で何かまとめるということとはできないと考えております。

それに関わって私の方から、特に権利擁護の問題・子どもの意見表明については、今の児童福祉法の改正やその後の方向でも、これまであまり手つかずのところ、かつ、今後とても大事になってくると思うところだろと思う。その時に、児童福祉の専門部会にしても当審議会にしても、各関係団体を代表するような方が出られて、広く審議を行うという体制を持っているので、そのメリットって十分あると思いますけれども、一方で権利擁護なり、子どもの代弁という時には、むしろ第三者性の問題が、子どもから見た時のアクセスのしやすさと、第三者性の担保ということが、とても大事になってくるので、何か一つの審議会に議論をまとめていくという、あるいは、二つの審議会でも整理するという時に、権利擁護についてはやはり専門委員会や専門部会のようなものを作って横並びにしておくであるとか、独立性を担保するということが、とても大事かなと思っています。

もう一つは、広域に渡りますので、一つのところで済むとは実際にはなかなかならないというふうに思います。そうすると、権利擁護関係のところの独立性を持った、委員会なり集まりが複数設置されるというようなところで、いろいろ出てきた案件をどこで審議するのかっていうことをきちんとさせておくということが大事なのかなと思っています。特に、資料の中で2ページ目の検討事項の(1)②の専門委員会のところで、「権利擁護機関(児童福祉審議会)の活用等による」とあるので、児童福祉部会に丸投げする自治体もあるように思うのですが、ただこれについては、専門委員会の議論のところ、児童福祉審議会が良いのかということについては意見がかなり出たところです。

どこの地域でもあるという観点で何とか現実的には児童福祉審議会を念頭に置くところの一つであろうというのが議論の推移だったと記憶していますけれども。ただやはり、各関係機関の代表の方がいろいろ集まれるという性格がある時に、第三者性の問題をどう考えるかというのは残るので、できればそうではない権利擁護機関というものを積極的に作っていくという方向が、望ましい。これは専門委員会レベルでの議論でもそういった議論がかなり出ましたけれども、それを踏まえての発言であります。今後どうしていくのか、具体案の時などに、機構の整理をする時の考え方の一つということでもあります。

他いかがでしょうか。そういう体制、新たな体制をどう考えるのかという時に、このところは気をつけて欲しいとか。今出てきた一つは、市町村との関係がきちんと通るような仕掛けが必要ではないかということと、そういう議論をする時に、審議会のメンバー以外の広く市民からの意見を寄せていただくような態度が必要ではないかということ、そういう御発言は複数の方からいただいたところです。あと、私が発言したのは、権利擁護との関係については、第三者性を持ったサブコミッティーのようなものを一方で作るというふうな方向が望ましいのではないかということです。

次回以降もこの件について、御意見をいただく機会を持ちますが、今日の時点ですぐで他にいかがでしょうか。急な話で、大きなことで、なかなか発言がしにくいということもあるかと思うので、今の状況や、次回以降も意見交換の時間が持たれることを念頭に置いていただいて、いろいろアイデアをお寄せいただければと思いますけれども、

いかがでしょうか。こども家庭庁に振り回されることもないかと思えますけれど、やはり国の方の機構が変わると自治体の方の受け皿とか、そういうことも工夫しなきゃいけないかなと思います。特段御発言がなければ、今日のところはこの議題についてこういう話が出たということで、特段のまとめはいたしません。はい。五嶋さんどうぞ。

【五嶋委員】

はい。すみません。最後に一言よろしいでしょうか。やはり、苫小牧ネウボラを設立したことで北海道の審議会の役割が非常によく見えてきておりまして、私たちが今までずっとここの中で声を上げてきたようなところを苫小牧市の中で反映している、これも非常に大きくありましたので、そういった点うれしく思っているところになります。

なので、やはり各自治体に影響力をしっかりと発信できるのは北海道ということになると思いますので、私たちで考えたよりよい福祉をつくっていくためのフレームワークを、いろいろな地方の自治体の皆さんと手を取り合いながら、一緒につくっていけたらと思っておりますので、引き続き、こちらでの情報共有をよろしくお願いいたします。

【松本会長】

ありがとうございます。他に特段御発言がなければ、次の議題に移りたいと思えますけれど、よろしいでしょうか。(発言なし)

それでは、今日のところは現状を皆さんで共有していただき、今後、どういう方向で、道として考えたほうが良いかということについて、また御意見をいただく機会を持ちたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは議案の二つ目は、これで終了したいというふうに思います。審議事項はこの二つでございます。

あと、3点報告事項がございます。まず1点目、北海道ケアラー支援条例について、報告をお願いいたします。

【子ども子育て支援課 小助川主幹】

はい。子ども子育て支援課の小助川です。よろしくお願いいたします。私の方からは、北海道ケアラー支援条例などについて御説明したいと思います。

お世話を必要とする家族などに無償でケアを行うケアラーについては、家族から頼りにされている一方で、周囲に悩みを理解されず、心身に大きな負担を抱えている場合がございます。特にヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族の自覚がないことなどの理由から、なかなか表面化しにくい構造となっていることが、問題とされております。こうした現状と課題を踏まえまして、北海道では、本年4月に北海道ケアラー支援条例を施行しまして、ケアラー支援に積極的に取り組むこととしております。資料3については、この北海道ケアラー支援条例の概要となっております。

第1条に、その条例の目的が記載されておりまして、ケアラーへの支援に関し、基本的

理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指すということが、この条例の目的としております。

第2条に定義ということで、ケアラーの定義を記載しております。高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者というのがケアラーの定義としております。そしてこのケアラーのうち18歳未満の者を、ヤングケアラーと定義しております。

第3条に、基本理念を定めておまして、ケアラー個人の尊重、孤立の防止、また、ケアラーの年齢や状況に応じた適切な支援、それから、道、市町村、道民、関係機関等が連携した支援。こういったことが第3条に基本理念として定めております。

その下、第4条から9条にかけては、道の責務、道民・関係機関等の役割について定めております。道の責務といたしましては、地域の実情に応じた施策の実施・市町村への支援。道民・関係機関等の役割としてはケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関の連携などとなっております。

その下にいきまして第10条から15条にかけては、ケアラー支援に関する基本的施策ということで、ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進していくための推進計画の策定をするということとしております。そして右側の「(1) 普及啓発による道民理解の促進」、「(2) ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」、「(3) ケアラーを支援するための地域づくり」、この三つの基本的施策を踏まえて、取組を進めていくことをしております。

次の資料3-2を御覧いただきと思います。三つの基本的施策を踏まえまして、令和4年度におけるヤングケアラーに関する取組について整理をしてきたものでございます。

一つ目は、ヤングケアラー専門相談窓口を開設しております。開設時期については6月14日から江別の東野幌の方に開設をしております。受託者については、これまでヤングケアラー支援に積極的に取り組んでおられる団体であります「えべつケアラーズ」さんに業務を委託して実施をしております。電話相談、それから来所相談のほか、メールやSNSによる相談も受け付けているところでございます。

続いて二つ目のヤングケアラー同士の交流の場、オンラインサロンでございますが、こちらも「えべつケアラーズ」さんに委託をしております。ヤングケアラー若しくは元ヤングケアラーがオンラインにより集まりまして、自由に意見交換を行うことで、精神的な負担の軽減を図ることを目的として実施をしております。開始時期については7月23日からということで、明日からになりますけれども、毎週土日に開催することとしております。

三つ目にヤングケアラーコーディネーターの配置ということで、5月から配置をしておりますが、道内の児童家庭支援センターを受託する8法人に委託をして実施をしております。業務内容につきましては、学校などの関係機関や支援団体などから、ヤングケアラー

を発見した際の相談に応じ、また必要に応じて、市町村等適切な機関に調整をすること。また、市町村等の求めに応じまして、要対協やケース会議等に出席をしてヤングケアラー支援に係る助言を行うことなどが主な役割となっております。

そして四つ目、関係機関向けの研修につきましては、こちらにも児童家庭支援センターを受託する8法人に委託をして実施をしておりますが、道内8ヶ所において、関係機関向けの研修を開催するというので、ヤングケアラーの基礎知識だとか早期発見をテーマとした、研修会を開催することとしております。

最後に五つ目、ヤングケアラー実態調査の実施でございますが、こちらについては昨年度実施をしました中高生に対する実態調査に続いて、今年度、道内小学校5年生・6年生、それから大学生、そして小学校に対して、ウェブによる調査を実施しております。実施時期については7月12日から7月25日ということで、現在調査を実施しているというような状況となっております。このような事業を実施しながら、ヤングケアラーの認知度の向上、早期発見、相談の場の確保、支援体制の構築など、地域における取組を今後とも支援していくこととしております。皆様におかれましては、今後とも、様々な場面で、協力をお願いすることがあるかと思っておりますので、引き続き、今後ともよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

【松本会長】

はい、ありがとうございます。報道等でもいろいろ御承知かと思っておりますけれども、最近の動きについて、この場でいろいろ情報提供していただくのは初めてかと思っておりますので、御報告をいただいた次第です。何か御質問等、いかがでしょうか。はい、五嶋さん。

【五嶋委員】

ヤングケアラーの問題点はテレビなどでもいろいろと報道されていますけれども、私たち、先ほども申し上げました宅食という事業で、そういう御家庭の玄関先に食料を届けに行くというようなことを既にやっていて、この相談窓口と、支援のコーディネートの方から間違っているのではないかと思います。正直、相談機関があるからといって、その子たちにとってケアする環境がもう日常のことなので、誰がそこを相談しに行こうと思うのでしょうか。そこを検出する機能として、私たちは「こども宅食」という事業を展開しておりますので、その相談機関がありますよ、皆さん知ってくださいと言ったところで、日常をわざわざ周りの人に知らせるようなことはしないじゃないですか。関係性が希薄で孤立・孤独という状況に陥っているのではないのでしょうか。そこを発見するための仕組みがないのに、相談機関とコーディネートだけが、さあ待ってます、さあどうぞと言ったところで何が広がるのかなってというのが、現場としては一番の疑問というところになります。学校でおそらく把握はできていると思うので、それをいかに地域に居場所をつくっていくかというところが、着眼するべき問題点なんじゃないのでしょうか。

【松本会長】

関連して御発言ありますか。あるいは他の件でもいくつか御発言いただいてまとめてお答えいただこうかと思っておりますけれども。

【五嶋委員】

良いですか。実際にお家に食品届けに行くと、子どもたちが食品を取りに来て、どこにしまうかみたいなことを私たちに話すんですね。そこからしても、お米一つ持つにしても子どもが持たなきゃいけないし、家の中まではさすがに私たち入ってサポートができません。そういう、日常を、どうやって皆さんで支えてくれるのでしょうか。そこをもっと十分議論して、よりよい施策につなげていっていただきたいなというところです。

【松本会長】

他になれば、事務局の方から今の御発言について、何かコメントがありますか。

【子ども子育て支援課 小助川主幹】

まだまだ事業始めたばかりというのがありますし、周知不足っていうのもあるかと思いますが、コーディネーターにつきましては、学校や関係機関からの情報を分けて、それからまた関係機関の方につないでいくという役割があるので、そこから各関係機関が対象の世帯や、そういったところにアプローチして、適切な支援につなげていくようなことでこのコーディネーターっていう制度があるので。コーディネーターが今配置されたので、適切に支援がすぐにできるかという、まだ時間がかかる部分もあるかと思いますが、それも含めて、各市町村等に今後も周知なり支援をしていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

【松本会長】

他いかがでしょうか。

【山田園子委員】

山田園子です。私の気持ちですけれど、今までいろいろ計画したり、支援のいろいろな機構・形を作ってきたりということは、それはそれで間違っていないのではないかなと思います。だけれども、私の周りにもそういう方がいらっしゃるのですけれども、本当にその場所にいて、ちょっとした手助けをしているだけで、助けてもらえる人って結構いたりして、でもそれって、何かの機構作ったから助けるかって言ったらそうじゃなくて、すぐ近くにいる人が、たくさんの方がちょっとずつ手助けをした時に、その人がちょっと楽になる。その人の家庭を全部変えることもできないし、この人たちの考えも変えた

りすることは、きっと難しいことなので、すぐ解決していくっていうことはできない。だから、手助けが必要っていう家庭も多々あるのではないかなという感想を持っています。だから、今、ケアラーについて、こういうことをしたら良いのではないかと、そういう窓口を作ったら良いのではないかっていうことと同時に、もっと細かい身近な人たちが支援できる体制はないかっていう働きかけ、どんなことを手伝っていけるかっていうことのヒントを町村とか、身近な人たちに伝えていく方法も必要なのではないかと思います。意見です。

【松本会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、平井委員お願いします。

【平井委員】

ひとり親世帯のお子さんとは何かしらの家族のケアをしていると思います。でもそれが、さっき五嶋さんもちよっと言ったように、それが当たり前の日常なので、調査の結果でも「相談したことがない」という数字が一番多かったと思うのですが、相談して良いことだということのまずは知ってもらうということと、実際に、先ほどの前段のひとり親の相談窓口や若者の相談窓口もそうですけれども、そこでも言ったように相談に行くってとてもハードルが高いことですので、そこにどうやってこううまくアクセスできるような施策ができるのかっていうのは、やはり大きなポイントかなと思います。地域で、そういう子育て支援をしているところともなかなかつながれていないのかなとも思ったりもしますので、なかなかそういうところにも出てこない、子ども食堂があってもなかなかそこにも出てこられない方々も多いので、まずは家族のケアということが誰かに相談して良い・何かのサポートが入れることだと。日本のひとり親も就労率は大変高いのですが、だけどひとり親の調査をした結果、何らかの健康に課題を抱えている、また精神疾患の方もいらっしゃるということで、そこで暮らす子どもたちが、お母さんの状況が、どんな病気かはわからないから心配で学校に行けないとか、調査の結果でも、小学生でも6%くらいが兄弟の世話をしているということなので、また更に細かい調査も必要ではないかなと思いますし、学校でも保健室の先生に相談するというお子さんも一定数いらっしゃったので、そういう学校での養護の先生との関わりなどとかも必要かなと思いました。

本当に難しい問題だなと思います。相談して良い、家庭のことを外で話して良いって思えていないお子さんたちに、どうやって発信できるのか、「助けてって言って良いんだよ」「困ってるって言って良いんだよ」ってことが伝わるのかなと思っています。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。今、いくつか意見が出ましたけども事務局の方から何か応答がありますでしょうか。

【子ども子育て支援課 小助川主幹】

貴重な御意見いろいろとありがとうございます。先生のおっしゃっていたように、いろいろとこれから、そういった相談がしやすい環境だとか、声を出しやすい体制だとか、そういったことについてやはり、もっと認知度を上げていかなければならないかなと考えておりますので、引き続き、事業始めたということだけではなく、これを周知して、もっとわかっていただいて、体制がしっかり各地域の中でできていくように、道としても支援していければと考えております。以上です。

【松本会長】

はい。これは別の委員会で、昨年度から今年度、議論をして、たまたま私もそのメンバーに入れていただいたので、そこでも繰り返し発言をしているのですが、例えば子ども本人の相談がいろいろな支援の起点になるというふうなことを中心に考えるとまずいと思います。もちろんそれは一つの支援につながる回路ですけど、基本的には子どもがケアを担っているということは、家族の中にケアを要する大人へのケアが、不十分だということなので。子どもがケアをしているということは、その子どもを支援するというだけではなくて、その家族の中にケアを受けている大人、あるいはその障がいを持っているきょうだいへの支援をどう考えるかということが、それを考えなきゃいけないというサインだと捉えなきゃいけないと思っています。そういう意味では、ヤングケアラーの支援だけじゃなく、ケアラー支援という枠組みの中に子どもの問題を入れるというのは大変重要な点だと思います。ですので、相談場所を周知して相談してもらっただけではなく、むしろ、子どもがケアに巻き込まれている、ケアを担っているということに気付いた大人が、家族全体をどう支援できるかという観点で動けるような仕組み、というものがとても大事だと考えております。まだ始まったばかりで、いろいろなことを整備するのは何をやってもこれまでなかったものを作っていくことになると思うので、そういう段階かと思えますけれども、基本方向は家族に対する総合的な支援の充実ということかなと、それが基本ベースだろうという意見であります。その場では繰り返し述べておりますけれども、この場で述べることは初めてでございますので、あえて発言をいたしました。

これは始まったばかりですので、どういう形で運営していくか、この場でまたいろいろ御報告いただいて、いろいろ意見をいただくということを繰り返していく、この何年かになるのだろうと思っております。それでは、この御報告の1点目についてはよろしいでしょうか。それでは報告の2点目、ユースプランナー制度について、お願いいたします。

【子ども子育て支援課 加賀主査】

よろしくお願ひいたします。北海道ユースプランナー制度について、資料4を御覧ください。この制度は、結婚、妊娠・出産、子育てに関する課題に対し、大学生ボランティア

に北海道の施策及びこういった課題に意見等もらうことで、北海道の取組理解を深め効果的な支援の実施に協力してもらうことを目的としております。この目的のため、そのためにはまずは、大学生の方々にユースプランナーに登録していただければならないというところで、これまで大学への説明ですとか大学生への制度の概要の説明等を行って参りました。登録方法に関しては資料にあるとおりになります。6月から募集を開始しており、来月8月から制度開始となります。制度の概要を作っていくに当たり、実際に大学生と打ち合わせをさせていただき、その意見や考えも、制度の参考とし、反映させております。

続きまして、中段以降、登録後の取組方法について、左側の北海道の「1 意向調査・アイデア募集」というところです。こちらはメール等で意見やアイデアを募集し、ユースプランナーに登録した方々はPC上、スマホ上で回答していただく。集計結果を私たちがまとめ、それをプランナーの方々にフィードバックするという流れで考えております。「2 情報拡散」に関しましては、SNSを活用し、北海道側からツイッター・インスタグラムで情報の拡散を依頼し、ユースプランナーが友人、知人への拡散など、北海道のフォロワーの拡大にも協力していただきます。「3 北海道ユースプランナーミーティング」については、先ほどお話させていただきました、大学生との打ち合わせの中で、「プランナー同士、他の大学の方と意見交換の機会というのはすごく魅力的だと思います」という御意見をいただいております。それを踏まえて、年内に開催できるよう調整していきたいと考えております。また、右側の道内大学生側、「4 個別対応」ですが、こちらはユースプランナーからの質問などに、北海道として誠実に対応して参ります。

北海道ユースプランナー制度は、新しい取組になります。これからの社会を担っていく若い世代の意見や感性を施策に取り入れ、登録してくれた大学生ユースプランナーにもメリットのある制度となるよう運用していきたいと考えております。ユースプランナーにつきましては、以上です。

【松本会長】

はい。御報告ありがとうございました。こういう仕組みが始まるということで報告と共有をいただきました。何か御意見等、御質問等あれば、お願いいたします。(発言なし)

よろしいでしょうか。新制度について、始める準備が大体終わったという段階かと思えますので、今後どのような形の運用になるか、御担当の方も手探りかと思えますけれど、またその状況をこの場で皆さんに御報告いただいて、共有願えると、皆さんもまたいろいろな意見が出やすいかと思えます。

それでは、報告の3点目に移りたいと思います。今年度の「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」について御報告をいただきます。お願いいたします。

【子ども子育て支援課 加賀主査】

はい。「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」についてです。資料5を御覧ください。この

賞は、道内において、子育て支援活動に意欲的に取り組む団体、企業、個人を表彰することで、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図ることを目的とした賞です。

受賞者の選考についてですが、こちらは評価検討会を行いまして、その委員の選任は審議会委員及び子ども子育て支援部会の委員から5名の方に依頼させていただき、2年ごとの輪番制としているところです。今年度のスケジュールに関しましては資料のとおりです。資料5-2にあります、輪番制リストのとおり、後日就任について、御相談、御依頼させていただきたいと思っておりますので、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。「子育て大賞」に関しまして、報告は以上です。

【松本会長】

例年どおり行うということと、審査委員については数年前から輪番になったと思いますので、それについてよろしくお願いいたしますということになります。これについて御質問、御意見等ございましょうか。(発言なし)

それでは、これで予定された議事と報告事項は全て終了であります。委員の方から、何か関連して、あるいはそれ以外のことでも、この場で共有を図りたいという形の御発言はありますか。

【山田園子委員】

はい。全般的に今日の、審議会を通して感じたことですが、必要な人にその情報や、支援を届けるための実態に即した周知の工夫、あとはその必要な人に情報や支援を直接的に届ける仕組みづくり。その辺で道として何か工夫ができるのではないかと感じ、具体的に考えていただけたらと思いました。以上です。

【松本会長】

それについては、道庁だけでなく、現場に近いところでいろいろ活動されている方の経験なりお知恵もとても大事かと思っておりますので、折に触れて、具体的にどういう形が良いのかというのは、そういうことも含めて御発言いただければと思っております。いろいろな所でいろいろな経験の蓄積があるかと思っておりますので、それを活かさないといけないと思います。他いかがでしょうか。(発言なし)

それでは、これで予定された審議事項と報告事項は終了いたしましたので、司会を事務局の方にお返しいたします。

《閉 会》

【子ども子育て支援課 中村課長補佐】

松本会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。今後も各委員の皆様におかれましては、

それぞれのお立場から、引き続き御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。
それではこれもちまして、令和4年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

(了)